

原村低入札価格調査制度事務処理要綱

○原村低入札価格調査制度事務処理要綱

平成22年3月31日

告示第17号

改正 令和3年12月17日告示第45号

(趣旨)

第1条 原村低入札価格調査制度事務処理要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 低入札価格調査制度の対象とする建設工事（以下「対象工事」という。）は、当該対象工事の予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）が130万円を超える建設工事とする。

(低入札価格調査基準価格)

第3条 低入札価格調査制度を適用するための判断となる低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）は、別に定める。

(最低制限価格)

第4条 入札価格が調査基準価格を下回り、契約の内容に適合した履行が困難と認められる場合の当該入札者を失格とする基準となる価格（以下「最低制限価格」という。）は、別に定める。

2 対象工事に係る最低制限価格を設定したときは、当該最低制限価格を予定価格調書に記載する。

(入札参加者への周知)

第5条 入札執行者は入札に当たり、入札参加者に対し次の各号に掲げる事項を周知しなければならない。

- (1) 調査基準価格及び最低制限価格が設定されていること。
- (2) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合、次の事項に関すること。
 - ア 入札終了の方法及び結果の通知方法に関すること。
 - イ 最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
 - ウ 最低価格入札者に該当したときは、直ちに当該入札価格に係る内訳書又は見積書を

原村低入札価格調査制度事務処理要綱

提示しなければならないこと。

エ 最低価格入札者に該当したときは、発注者の行う調査に応じなければならないこと。

(3) 調査に関する書類と判断結果は、原則として公開又は公表されること。

(4) 調査内容は、契約後に履行がされているか確認がなされること。

(入札の執行)

第6条 入札執行者は入札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われた場合には当該入札者を失格とする。

2 入札執行者は入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には入札者全員に対して保留と宣言し、この要綱により調査を実施するため落札者は後日決定する旨を告げて入札を終了するものとする。

(調査の実施)

第7条 入札執行者は、前条第2項の規定により、調査の対象となった調査対象者から次の事項について、低入札価格調査に関する回答（様式第1号）により資料の提出を求める。

(1) その価格により入札した理由

(2) 入札価格の内訳書、見積書

(3) 手持ち工事の状況

(4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等の関連（地理的条件）

(5) 資材購入先及び購入先と入札者との関連

(6) 技術者及び労働者の保有と具体的配置計画

(7) 経営内容

(8) その他必要な事項

(事情聴取)

第8条 工事担当課長及び事情聴取の職員は前条の調査に関して提出された資料に基づいて、調査対象者から事情聴取を行うものとする。

2 調査対象者の当該入札に係わる責任者（代表者、支店長、営業所長等）は事情聴取に応じなければならない。

(調査結果)

第9条 工事担当課長は調査の結果を、低入札価格調査結果について（様式第2号）に取りまとめ、次条に規定する原村低入札価格審査委員会（以下「委員会」という。）に、この要綱に基づく審査について意見を求めるものとする。

(低入札価格審査委員会の設置)

原村低入札価格調査制度事務処理要綱

第10条 低入札価格の審査と落札者の決定を適正に行うために、委員会を置く。

2 委員会は原村建設工事請負人選定委員会要綱（昭和55年原村訓令第1号）に規定する建設工事請負人選定委員会を充てる。

3 委員会は工事担当課長より意見を求められたときは審査を行い、低入札価格調査に基づく審査結果について（報告）（様式第3号）により様式第2号を添えて村長に報告するものとする。

（調査の結果、適合した履行がされると認められる場合の措置）

第11条 村長は調査の結果、調査対象者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは直ちに調査対象者に落札決定通知書（様式第4号）により落札する旨を通知するとともに、他の入札参加者に対してその旨を知らせるものとする。

（調査の結果、適合した履行がされない恐れがあると認められる場合の措置）

第12条 村長は調査の結果、調査対象者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認めるときは直ちに調査対象者に対し入札失格通知書（様式第5号）により落札しない旨を通知するとともに、次順位者を落札者とする旨を知らせるものとする。

2 他の入札参加者に対してその旨を知らせるものとする。

3 次順位者が調査基準価格を下回る入札者の場合は、第7条から前条に定める手続きを再度行うものとする。

（調査結果の概要等の公表）

第13条 調査結果の概要等については公表するものとする。

（契約後の確認）

第14条 村長はこの要綱に基づいて行った調査内容について、契約後からしゅん工まで、適正に施工されているか確認をするものとする。

2 村長は、前項の確認結果が第7条及び第8条の調査結果と異なり、それが明らかに故意によるものである場合は、調査対象者に対して書面による注意を行い、改善を求めるとともに、改善結果について書面により回答を求める。

（該当する調査対象者への措置）

第15条 村長は第12条に基づき契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められた調査対象者及び前条第2項に規定する改善を求めたがそれに従わない調査対象者に対しては、以降の入札参加について審査の対象とする。

（補則）

原村低入札価格調査制度事務処理要綱

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月17日告示第45号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

原村低入札価格調査制度事務処理要綱

様式第1号（第7条関係）

低入札価格調査に関する回答

年 月 日

原村長 様

会社名

代表者名

下記の工事の入札に関し、原村低入札価格調査制度事務処理要綱に従い、資料を提出します。

なお、提出内容については、虚偽の内容がないこと、また後日その事実が生じた場合には、いかなる措置に対しても不服を申し立てないことを誓います。

記

1. 工事名
2. 工事箇所名
3. 工事概要
4. 調査提出資料
 - (1) 村が定める調査項目(本要綱第7条の(1)～(8))に対する回答
 - (2) その他必要とする事項
5. 担当者の所属氏名、連絡先

原村低入札価格調査制度事務処理要綱

低入札価格調査項目に対する回答事項(様式は適宜)

調査項目	回答
1	その価格により入札した理由 (より具体的に記載する)
2	入札価格の内訳書、見積書等 ・見積単位の根拠 ・施工体制台帳及び施工体系図 ・安全管理の方法と費用の見積書
3	手持ち工事の状況 ・手持ち工事の一覧 ・手持ち工事に配置されている技術者名
4	契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等の関連(地理的条件)
5	資材購入先及び購入先と入札者との関連
6	技術者及び労働者の保有と具体的配置計画 ・社員数と当該現場への配置計画 ・(職種別)技術者リストと当該現場への配置予定者
7	経営内容 (1)建設業法施行規則第 4 条、第 10 条、第 19 条の 3 に該当する以下の様式 ・様式 15 号 貸借対照表 ・様式 16 号 損益計算書 ・様式 17 号 株主資本等変動計算書及び注記表 (2)取引金融機関名 (支店名まで記入)
8	その他 必要とする事項 ・下請け業者の見積書等

以上の記載について相違ありません。

会社名

代表者名

原村低入札価格調査制度事務処理要綱

様式第2号（第9条関係）

低入札価格調査結果について

年 月 日

低入札価格審査委員長 様

工事担当課長

原村低入札価格調査制度事務処理要綱に基づき、下記の工事について、調査を実施した結果は下記のとおりです。

記

1. 対象工事の概要及び調査結果

1	工事名	
2	工事箇所	
3	工事概要	
4	入札経過	入札日 年 月 日 経過は別紙のとおり
5	調査対象者	
6	予定価格 円(税抜き)	
7	低入札価格調査基準価格 (算出表別紙)	円(税抜き) (予定価格に対して %)
8	調査該当者の入札価格	円(税抜き) (予定価格に対して %)
9	事情聴取日時 相手方 聴取者	

2. 調査対象者から提出された資料(要綱第7条に定める調査項目(1)～(8))について調査した結果は下記のとおりです。

調査項目	調査結果
(1) 調査基準項目の(1)～(8)までの事情聴取した結果について調査検討 (積算価格と見積価格との比較を含む) その他 必要な事項	

原村低入札価格調査制度事務処理要綱

様式第3号（第10条関係）

低入札価格調査に基づく審査結果について(報告)

年 月 日

原村長 様

低入札価格審査委員長

記

1. 審査結果： 入札価格を適当と認め、落札者として決定する。
(入札価格を不相当と認め、落札者として決定しない。)

2. 審査結果の総合的所見と契約に対する判断

- | |
|--------------------------|
| (1)材料及び労務等の調達を含む見積価格の妥当性 |
| (2)施工実績からみた施工能力 |
| (3)技術者の資格及び専任制等 |
| (4)財務状況からみた経営状況 |
| (5)総合判断 [施工可能 ・ 施工不可能] |

3. 審査委員の意見(様式は適宜)

4. その他添付書類
 - (1) 入札経過書
 - (2) 低入札価格調査基準価格算出書
 - (3) 積算価格及び見積価格の比較表
 - (4) その他説明上必要とする資料

原村低入札価格調査制度事務処理要綱

様式第4号（第11条関係）

落札決定通知書

第 号
年 月 日

調査対象者 様

原村長

原村低入札価格調査制度事務処理要綱に基づき、貴社から提出された資料を調査した結果、該当する入札価格で契約の内容に適合した履行がなされると認められますので、通知します。
速やかに契約の手続きを行ってください。

1. 工事名
2. 入札年月日

原村低入札価格調査制度事務処理要綱

様式第5号（第12条関係）

入札失格通知書

第 号
年 月 日

調査対象者 様

原村長

原村低入札価格調査制度事務処理要綱に基づき、貴社から提出された資料及び事情聴取をした結果、該当する入札価格では、契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められますので、下記の理由を添えて通知します。

したがって、次順位者を落札者として決定します。
(したがって、次順位者が調査対象のため、その調査を行います。)

記

1. 該当する工事名
2. 契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められた理由

原村低入札価格調査制度事務処理要綱

様式第1号（第7条関係）

様式第2号（第9条関係）

様式第3号（第10条関係）

様式第4号（第11条関係）

様式第5号（第12条関係）